

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第1区分
 【発行日】平成20年10月2日(2008.10.2)

【公開番号】特開2006-53150(P2006-53150A)
 【公開日】平成18年2月23日(2006.2.23)
 【年通号数】公開・登録公報2006-008
 【出願番号】特願2005-234016(P2005-234016)
 【国際特許分類】

G 0 4 B 39/00 (2006.01)

【 F I 】

G 0 4 B 39/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月20日(2008.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラスを具備したケースと、前記ガラスを介して見ることのできる表示手段等とを有する時計において

前記表示手段は、アナログ表示であり、

前記ガラスは、光ファイバ群から形成されたプレートから形成され、

前記アナログ表示手段は、時アナログ表示手段と分アナログ表示手段を有し、

前記時アナログ表示手段は、前記分アナログ表示手段の上方を移動し

前記分アナログ表示手段は、前記時アナログ表示手段とほぼ同一レベルで伸びる端部を有する

ことを特徴とする時計。

【請求項2】

前記時アナログ表示手段は、非平面形状の時針を有し、前記分アナログ表示手段は、非平面形状の分針を有する

ことを特徴とする請求項1記載の時計。

【請求項3】

前記ガラスの外側表面は、球状の凸形状である

ことを特徴とする請求項1記載の時計。

【請求項4】

前記ガラスの外側表面は、円筒状の凸形状である

ことを特徴とする請求項1記載の時計。

【請求項5】

前記ガラスの底部表面と表示手段との間の距離は、50 - 250 μm の間にあり、好ましくは125 μm である。

ことを特徴とする請求項1記載の時計。

【請求項6】

記号又はデザインが、光ファイバ製プレートの底部表面に形成される

ことを特徴とする請求項1記載の時計。

【請求項7】

文字板を更に含み、

前記光ファイバ製プレートの底部表面は、中央凹部を有し

前記中央凹部内で、表示手段が移動し

前記中央凹部は、文字板近傍あるいはそれに接触して伸びる環状表面を形成することを特徴とする請求項1記載の時計。